

# 若者の消費者トラブル

166

## 新生活のトラブル

### 相談窓口を確認を

(2010年4月13日掲載原稿)

4月は入学・就職などで多くの若者が新生活をスタートします。そしてこの時季、消費生活センターには若者の消費トラブルの相談が数多く寄せられます。本人よりも、親からご相談を頂く場合も少なくありません。

例えば「『街で無料キャンペーン』として連れて行かれた店で高額なエステの契約をさせられた」「電話で呼び出されたり、街で声を掛けられたりして、高額な絵画や宝石、教材を購入させられた」「突然の訪問販売で高額な寝具や浄水器を購入させられた」「強引に新聞の購読契約をさせられた」「アパートを移ることにしたが敷金を返してもらえない」というものです。

特に県外で生活している子どもがいる場合、親の心配は並大抵のものではありません。このような親からの相談には次のようなアドバイスをしています。

学生など、仕事をしていない未成年者の小遣いの範囲を超える金額の契約は取り消しができる場合がある△訪問販売や電話勧誘販売の場合は契約書面の受領後8日（一部20日）以内であればクーリングオフ（契約解除）が可能△具体的な助言やあっせんをするためには本人から直接詳細を確認する必要がある△消費者庁が設けている消費者ホットライン（0570・064・370）に電話すれば最寄りの相談窓口への案内が受けられる—といったものです。

県外で生活する子どもがいらっしゃる場合は、事前に消費生活センターの所在地と電話番号を確認しておくといいでしょう。